

稲わら・もみ殻の焼却を行う場合 には周辺の様子に気を付けて！

 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では廃棄物の野外焼却は、**原則禁止**となっております。ただし、稲わら・もみ殻（あらぬか）・畔の草の焼却などは、一部例外として認められています。

 稲わら・もみ殻の焼却による臭いや煙に関することや、「稲刈り前なのに近くで、もみ殻・稲わらを燃やしている」といった電話が、例年多く寄せられています。

 もみ殻、稲わらは貴重な有機資源です。焼却することはなるべく避け、田んぼ・畑にすき込むなど、有効活用にご協力をお願い致します。
また、焼却を行う際は以下の事に十分にご配慮頂くよう、お願いを申し上げます。



◎稲わら・もみ殻の焼却を行う際のお願い

- ①時間帯・風向きに十分配慮し、住宅の方向に煙・灰が行かないようにする。
- ②火を付けている時は十分に注意し、極力現場から離れないようにする。
- ③収穫前の稲がある田んぼの近くでは、稲わら・もみ殻の焼却を行わないようにする。